

# 三岐薬剤師国民健康保険組合自家調剤規程

## (目的)

第1条 この規程は、三岐薬剤師国民健康保険組合（以下「組合」という。）の自家調剤に係る保険請求の制限事項を定めることを目的とする。

## (自家調剤の定義)

第2条 自家調剤とは、保険医療担当医が発行する処方箋に基づき調剤を行う次の場合をいう。

- 2 薬剤師である事業主が、本人及びその家族に係る調剤を自営薬局（支店含む）で行う場合。
- 3 勤務薬剤師が、本人及びその家族に係る調剤を本人の勤務する薬局（支店含む）で行う場合。
- 4 薬剤師ではない事業主及び薬局勤務者が、本人及びその家族に係る調剤を本人の自営（勤務する）薬局（支店含む）の薬剤師に依頼する場合。

## (制限事項)

第3条 自家調剤における制限事項は次のとおりとする。

- 2 調剤技術料 別表に定める区分のとおりとする。
- 3 薬学管理料 別表に定める区分のとおりとする。

第3条の2 前年度、特定健康診査の対象者であったものは、その結果を組合が保有している世帯に限る。ただし、世帯の対象者全員分とする。

第3条の3 薬剤料の請求に関しては原則として後発医薬品とする。

## (実施細目)

第4条 この規程に定めるもののほか、自家調剤制限に必要な事項は、理事長が定める。

## 附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。（別表改正）

## 自家調剤に係る制限事項

(○は請求可、×は請求不可)

診療報酬の内訳		本人	家族	
調剤技術料	調剤基本料	○	○	
	地域支援体制加算	○	○	
	後発医薬品調剤体制加算	○	○	
	連携強化加算	○	○	
	薬剤調製料	×	×	
	無菌製剤処理加算	×	×	
	麻薬・向精神薬・覚せい剤原料・毒薬加算	×	×	
	時間外加算	×	×	
	自家製剤加算	×	×	
	計量混合調剤加算	×	×	
	嚥下困難者用製剤加算	×	×	
	在宅患者調剤加算	×	×	
	調剤管理料	×	×	
	調剤管理加算	×	×	
	重複投薬・相互作用等防止加算	×	×	
	電子的保健医療情報活用加算	×	×	
請求点数	薬学管理料	服薬管理指導料	×	×
		かかりつけ薬剤師指導料	×	×
		かかりつけ薬剤師包括管理料	×	×
		麻薬管理指導加算	×	×
		特定薬剤管理指導加算	×	×
		乳幼児服薬指導加算	×	×
		小児特定加算	×	×
		服薬情報等提供料	×	×
		吸引薬指導加算	×	×
		服用薬剤調整支援料	×	×
		調剤後薬剤管理指導加算	×	×
		外来服薬支援料	×	×
		在宅患者訪問薬剤管理指導料	×	×
		在宅患者医療用麻薬持続注射療養加算	×	×
	在宅中心静脈栄養法加算	×	×	
	在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	×	×	
	在宅患者緊急時等共同指導料	×	×	
	在宅重複投薬・相互作用等防止管理料	×	×	
	在宅患者オンライン薬剤管理指導料	×	×	
	退院時共同指導料	×	×	
薬剤料	○	○		
特定保険医療材料	○	○		